

WWF ジャパン林産物調達方針  
責任ある林産物調達へ向けて

WWF ジャパン（以下、当団体）は、国際的な自然保護団体として、活動に必要な林産物の使用量の節減に努めるとともに、林産物の由来を自ら確認していくことの重要性を認識し、調達に際しては以下の方針に基づくものとします。また、当団体の林産物の調達状況について、情報公開を行います。

方針 1：以下の林産物を積極的に調達する

- ・ 信頼できる森林認証制度により認証された林産物
- ・ 信頼できる森林認証の取得に向かって、第三者により、継続的に改善をしていることが証明されている森林から生産された林産物
- ・ 古紙パルプ 100%の再生紙を使用した紙製品
- ・ 古材、廃材を再使用・再利用した木材製品

方針 2：方針 1 を満たす林産物の調達が困難な場合には、林産物の供給源について情報開示の要請をした上で調達する。

方針 3：当団体と関わりのある組織・事業において調達する林産物についても、方針 1 を満たすよう積極的に求める。

当団体の調達方針は、責任ある林産物の調達に向けた、段階的アプローチによって中長期的に達成されると考えています。そのため、当団体の調達方針に合致する林産物の調達の度合いを高めてゆくため、別途定めるアクションプランに従って調達を進めます。

方針 1 の適用範囲

- 当団体の製作・調達する印刷物、展示物、備品・消耗品類
- 当団体の助成金により、助成先が調達する林産物
- 当団体が外部委託する事業で、委託先が調達する林産物
- 当団体の通販事業（パンダショップ）で販売する商品
- WWF ロゴマーク使用契約を結んだ商品

方針 3 における「当団体と関わりのある組織・事業」の適用範囲

- 当団体が委託または助成を受けて行う事業のうち、調達する林産物の仕様について指定のある事業
- 当団体以外の組織との共同事業
- 当団体職員が常駐している、当団体以外の組織の事業所において共同購入する備品・消耗品類

## 用語の定義

### 【林産物】

木材製品、紙製品および非食用特用林産物（例：文具、コピー用紙、印刷用紙、リーフレット用紙、オフィス家具、竹製品など）

### 【信頼できる森林認証制度<sup>（注1）</sup>により認証された林産物】

環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な森林管理が行われていることを第三者が認証した森林から生産された林産物。

2006年1月4日策定

2006年4月1日施行

---

（注1）：WWFの調査では、現時点ではFSC（森林管理協議会）のみと判断されている。

参考：FSC日本推進会議設立準備局（<http://www.fsc-japan.org/>）